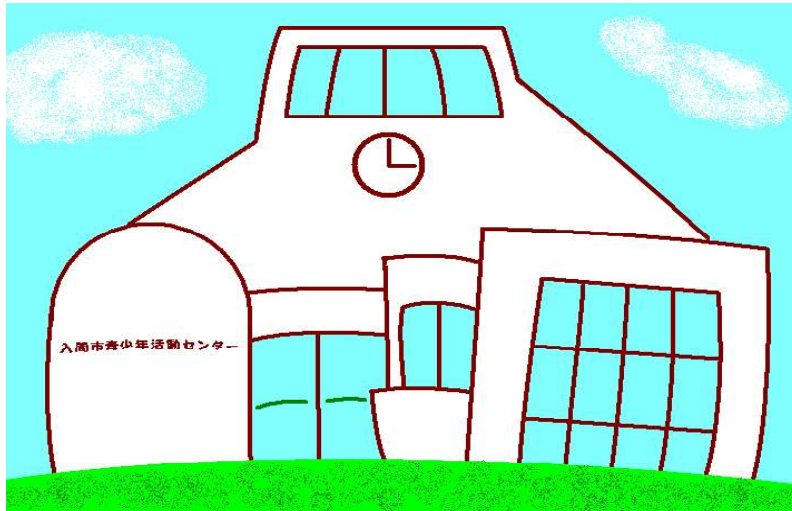


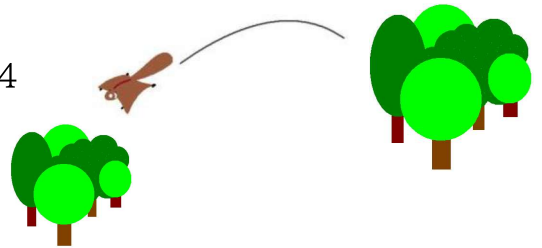
令和5年度 青少年活動センター要覧



◇ 目次 ◇

1. 施設の概要 1
(1)設置目的	
(2)運営方針	
(3)施設配置	
(4)利用概要	
(5)沿革	

2. 令和5年度事業等の概要 4
(1)青少年活動センターが行う事業	
(2)令和5年度重点施策	
(3)令和5年度事業計画	



資料編 6
○ 入間市青少年活動センター条例	
○ 入間市青少年活動センター条例施行規則	
○ 入間市青少年活動センター年度別利用状況	
○ 令和4年度入間市青少年活動センター事業実施結果	

1. 施設の概要

(1)設置目的（入間市青少年活動センター条例 第1条）

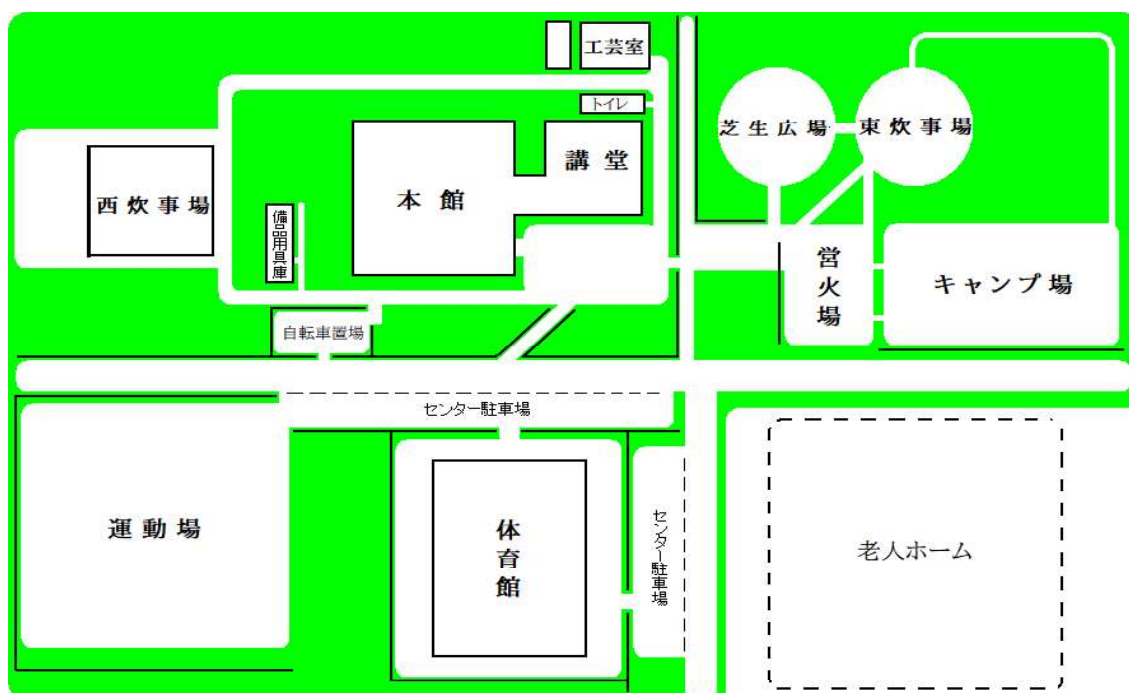
青少年の健全な育成を図るための社会教育施設として、青少年活動センターを設置する。

(2)運営方針

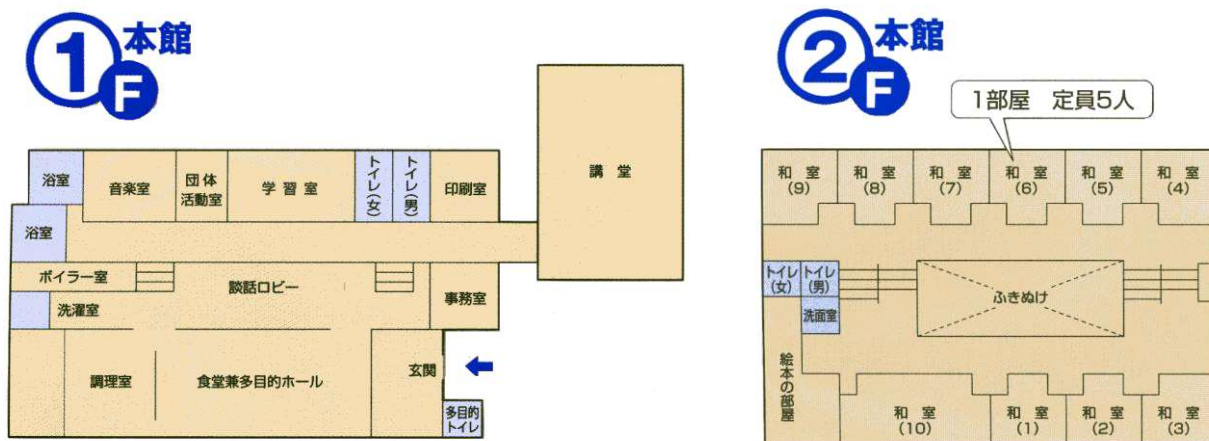
- ①青少年の興味の伸長や主体的な学びにつながる多様な体験機会を提供する施設として運営します。
- ②青少年の自己実現や自立の支援に向けて、主体的に活動できる施設として運営します。
- ③青少年の自己肯定感を高め、社会性を育む居場所として運営します。
- ④青少年の育成に関わる人や団体、組織を支援する施設として運営します。
- ⑤入間市全体の青少年教育の向上に向けて、さまざまな事業主体が連携しながら、さまざまな取り組みができる施設として運営します。

根拠法令	社会教育法
所在地	入間市大字小谷田1681番地1
敷地面積	○面積:38,093.06㎡
建物	○本館:講堂、食堂、宿泊室(和室)、浴室他 鉄筋コンクリート造り 2階建て 1,391.71㎡ ○体育館:鉄骨造り 852㎡ ○野外活動施設:運動場、キャンプ場(営火場)、炊事場(西・東)

(3)施設配置 ≪全体配置図≫



《館内配置図》



(4) 利用概要

① 利用対象

- ・市内及び西部地域まちづくり協議会圏域(所沢市・飯能市・狭山市・日高市)内に活動拠点のある青少年(小学校就学の始期から18歳に達するまでの者)、または青少年指導者の団体、青少年の健全育成を目的とした活動を行う団体

② 開館時間(日中利用)

- ・午前9時～午後10時(施設の利用は午後9時30分まで)

③ 休館日

- ・年末年始(12月29日～1月3日)

④ 使用手続き

- ・利用団体の登録を行った上で、センター窓口で使用許可申請を行います。

受付時間:午前9時～午後5時15分

・申込期間

宿泊利用 :使用したい日のある月の3か月前の1日から7日前まで

日帰り利用:使用したい日のある月の前月1日から当日まで

⑤ 利用上の留意点

- ・使用した場所は共有スペースを含めて、利用団体の皆さんに清掃していただきます。
- ・利用の際に発生したゴミは全てお持ち帰りください。
- ・施設内で次の行為は禁止します。

政治活動、宗教活動又は営利行為

喫煙

飲酒、酒気帯び状態での来所

その他、管理上必要な規制事項

(5)沿革

年	月	日	内 容
平成 15	4	1	埼玉県より移管
平成 16	3	25	本館改修工事 完了
//	4	17	リニューアルオープン・開館イベント
平成 17	3	20	利用説明会 開催
平成 18	3	10	本館講堂改修工事 完了
//	12	20	青少年活動センター運営協力会設立準備会 開催
平成 19	1	25	青少年活動センター運営協力会 設立
平成 20	12	18	屋外トイレ改修工事 完了
平成 21	5	下	本館 2 階トイレ改修工事 完了
平成 22	4	11	運営協力会・屋外掲示板設置
//	5	30	運営協力会・グラウンド六角ベンチ設置
平成 23	3	19	東日本大震災一時避難所開設(～4 月 30 日)
//	11	—	本館ガラス飛散防止フィルム設置工事 完了
平成 24	3	—	本館浴室用給湯機取替工事 完了
平成 25	10	—	食堂・学習室空調機交換工事 完了 (金子中学校仮設校舎設備移設工事)
平成 26	3	16	青少年活動センター10 周年記念式典・関連事業 (※マスコットの愛称を「茶夢」に決定)
//	12	—	本館 2 階トイレ内装改修工事 完了
平成 27	3	6	受変電設備改修工事 完了
//	4	26	青少年活動センターピザ窯製作・完成披露
平成 28	7	20	本館宿泊室天井張替等工事 完了
//	8	14	市制施行 50 周年記念事業・青少年活動センター愛称募 集(※センターの愛称を「ちゃむセン」に決定)
平成 29	2	1	本館ロビー空調設備改修工事 完了
//	4	1	入間市組織機構の見直しにより教育委員会(生涯学習 課)から市長部局(青少年課)へ移管
令和 3	7	19	本館内無線 LAN 導入
令和 4	10	31	西炊事場老朽設備撤去
//	12	27	野外体験施設無線 LAN 導入
令和 5	2	28	芝生広場多目的デッキ整備、屋外用トイレ改修工事 完了

2. 令和5年度事業等の概要

(1) 青少年活動センターが行う事業(入間市青少年活動センター条例 第5条)

- ① 青少年の生活体験活動、自然体験活動及び社会体験活動に関すること。
- ② 青少年の科学学習に関すること。
- ③ 青少年の芸術活動、スポーツ活動及びレクリエーション活動に関すること。
- ④ 青少年の健全育成を目的とする団体の育成及び指導者の養成に関すること。
- ⑤ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業。

(2) 令和5年度重点施策

① 青少年の体験事業の充実

(目標) 市民との協働により、青少年の発達段階に応じた体験機会を提供します。

- ・青少年を対象にした自然、社会、文化、スポーツ等の体験事業の実施
- ・青少年活動センター運営協力会との協働による体験事業の実施
- ・プレ世代(未就学児と保護者)を対象にした自然体験事業の実施

② 青少年の居場所づくりの充実

(目標) 青少年の自己肯定感や社会性を育む居場所づくりに取り組みます。

- ・青少年活動センター居場所事業「施設開放事業」の実施
- ・食を通じた居場所事業「むささび食堂」などの実施
- ・委託による居場所事業の促進

③ 青少年活動団体・個人の育成及び協働

(目標) 青少年活動団体を支援し、協働事業や人材育成事業の充実を図ります。

- ・青少年団体への活動支援(助言、コーディネート等)
- ・青少年活動センター周辺の自然環境の保全や、様々なイベント事業に協力してもらい、青少年のための環境整備を図る「青少年活動センターボランティアの募集」

④ 青少年を対象にしたスタッフ及びリーダーの養成

(目標) イベント等の企画運営を通して、青少年のスタッフ養成につなげます。

- ・乳児～高校生を対象にした青少年活動センターフェスティバルの企画運営体験事業の実施

⑤ 環境改善・施設整備の充実

(目標) 施設の安全な維持管理を徹底し、安定的・魅力的な施設利用を提供します。

- ・青少年活動センター運営協力会との協働による施設整備
- ・修繕事業の計画的な実施と柔軟な緊急修繕への対応

⑥ 施設利用の促進

(目標) 施設の魅力と能力を生かし、多くの市民に利用される運営に取り組みます。

- ・登録団体の利用に留まらず、家族や個人の利用促進に向けた施設開放の充実
- ・施設の魅力を発信し、利用しやすくする広報事業の充実
- ・団体の施設利用のない日には炊事場やキャンプ場を開放する「ファミリーバーベキュー&デイキャンプ」の実施

(3) 令和5年度事業計画

1. 主な主催事業

事業名	分野	対象	実施日等	内容
ファミリーボランティア体験	社会体験	小学生～一般成人	年2回	幅広い年代層の家族や個人が、豊かな自然の中で野外作業のボランティア活動を体験し、自然や施設に親しんでもらう。
青少年活動センターボランティア活動	指導者養成	小学生～一般成人	月1回	ボランティアスタッフを募集して、青少年活動センター周辺の自然環境の保全や、様々なイベント事業に協力してもらい、青少年のための環境整備を図る。
施設開放事業	居場所づくり	主に小学生～高校生	通年	子ども達の居場所となるよう施設の一部を開放して、気軽に集まり、自由に遊び、体験し、学べる場として提供する。
むささび食堂	居場所づくり 生活体験	小学生～一般成人	年4回	食を通じた子どもの居場所づくりとして、調理や食事の場、遊び場を提供する「子ども食堂」を運営する。青少年を含む市民スタッフとの協働により実施する。
こども図書館（仮称）	居場所づくり	小学生～高校生	随時	NPOや市民スタッフとの協働により、市内在住・在学の小中学生が気軽に立ち寄り、本を読んで過ごすことのできるスペースを整備、運営する。
青少年活動センターフェスティバル	社会体験	乳幼児～高校生	年2回	イベント事業の企画運営体験を通して、青少年の自主性や社会性、コミュニケーション力を育むとともに、青少年団体・個人の交流を促進する。
むささびひろば	自然体験	小学生	年8回	青年スタッフとともに企画運営を行い、定期的に子ども達に自由な自然の中での遊び場を提供することで、遊びながらコミュニケーション力や挑戦する意欲を養う。
むささびの森のクリスマス	社会体験 芸術文化	小学生	12月	青少年活動センターの豊かな自然環境を活用して、季節のイベントとして実施する。青少年が仲間と協力して参加し、創り上げる楽しさや人をもてなす気持ちを育てる。
七宝焼体験	芸術文化	小学生	年4回	七宝焼の製作を行う市民サークルと連携し、七宝焼によるアクセサリーづくりの体験講座を実施し、子どもの創造力を育てる。
ファミリーキャンプ体験	レクリエーション	小中学生とその保護者	年4回	キャンプ場での様々な活動を体験する。森の中で過ごすことで自然との付き合い方や楽しみ方、野外活動の知識を身につける。
夜の森を過ごしてみよう	自然体験 科学学習	小中学生とその保護者	年2回	日中とは違った顔を見せる夜の森で焚き火などをしながら過ごし、身近な自然を知る。
おやこ森あそび	自然体験	乳幼児とその保護者	月1回	乳幼児と保護者を対象に、親子で自然に親しんでいたことを目的に、施設を活用した自然遊び事業を実施する。
ファミリーバーベキュー & デイキャンプ	レクリエーション	青少年を含む家族	通年	団体の施設利用のない日には炊事場やキャンプ場を開放して、家族や友人と過ごす場を提供する。自然を感じながら、野外での過ごし方を体験する。
青少年活動者研修	指導者養成	青少年活動に関連する団体・個人（高校生以上）	（未定）	青少年教育の関係部署や青少年活動団体と連携し、青少年活動に役立つ知識の習得や活動者同士の交流の場を提供する。
各種体験活動	各種活動	小学生～	年12回	専門的な知識を有する市民活動団体等に青少年を対象とする事業の企画立案と運営を委託することで、センターの特長を生かした各種体験活動の機会を提供する。
植物画作成	科学学習	小学生～一般成人	月1回	植物画同好会と連携して青少年活動センター周辺・加治丘陵等の植物画を作成し、青少年の科学学習や野外活動の教材、展示物等として活用する。

2. 団体協力・協働・共催などによる事業

事業名	分野	対象	実施日等	内容
いるぱーく （企画運営：いるまプレーパーク作り隊）	社会体験 （協力）	年齢制限なし	4～3月	自然の中でプレーリーダーとともに、様々な年代の子ども達が交流しながら、自分の責任で自由に遊び、生きる力を育む「冒険あそび場」を展開する。
青少年活動センター運営協力会協働事業	社会体験 （協働）	小学生～一般成人	年数回	運営協力会との協働により、青少年のための施設整備や自然の中での親子体験などの事業を企画運営する。
冒険の森 （企画運営：入間遊び場づくり協会）	社会体験 （協働）	小学生 （3年生～6年生）	5～3月	自然の中でプレーリーダーとともに、様々な年代の子ども達が交流しながら、自分の責任で自由に遊び、生きる力を育む「冒険あそび場」を展開する。
作る！遊ぶ！パパママ工務店 （企画運営：NPO法人AIKURU）	生活体験 （協働）	未就学児～中学生	7～11月	親子が共同で木製遊具を製作するワークショップを5回開催する。こどもの遊びの充実を図るとともに、参加者間の交流により子育て世代の連帯と子育て意識の向上につなげる。
彩の国郷土かるた入間市大会 （企画運営：入間市子ども会育成会連絡協議会）	社会体験 （共催）	市子連加盟の子ども会会員	1月下旬	郷土かるたを通じて、仲間と協力し合い互いを思いやる心や、郷土愛を育む。（県大会予選）

資料編

○入間市青少年活動センター条例

平成15年3月31日

条例第15号

改正 平成28年9月30日条例第27号

(設置)

第1条 青少年の健全な育成を図るための社会教育施設として、青少年活動センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 青少年活動センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
入間市青少年活動センター(以下「センター」という。)	入間市大字小谷田1681番地1

(定義)

第3条 この条例において「青少年」とは、小学校就学の始期から18歳に達するまでの者をいう。

(施設)

第4条 センターの施設は、別表のとおりとする。

(事業)

第5条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年の生活体験活動、自然体験活動及び社会体験活動に関すること。
- (2) 青少年の科学学習に関すること。
- (3) 青少年の芸術活動、スポーツ活動及びレクリエーション活動に関すること。
- (4) 青少年の健全育成を目的とする団体の育成及び指導者の養成に関すること。
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第6条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(平28条例27・旧第7条繰上)

(休所日)

第7条 センターの休所日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を設けることができる。

(平28条例27・旧第8条繰上)

(使用者の範囲)

第8条 センターの施設を使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 青少年又は青少年活動指導者の団体
- (2) 青少年の健全育成を目的とする団体

(3) その他市長が特に認める者

(平28条例27・旧第9条繰上・一部改正)

(使用の許可)

第9条 センターの施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る使用について条件を付することができる。

3 市長は、第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号の一に該当するときは、当該許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を生じることがあっても、市長はその責めを負わない。

(1) 許可申請に偽りがあったとき。

(2) この条例又は条例に基づく規則に違反があったとき。

(平28条例27・旧第10条繰上・一部改正)

(使用料)

第10条 センターの使用料は、無料とする。

(平28条例27・旧第11条繰上)

(原状回復)

第11条 使用者は、センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の使用が終わったときは、速やかに施設等を原状に復し、かつ、清掃をしなければならない。

(平28条例27・旧第12条繰上)

(損害賠償)

第12条 自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(平28条例27・旧第13条繰上)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(平28条例27・旧第14条繰上・一部改正)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(入間市青少年活動センター条例の改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行前に第20条の規定による改正前の入間市青少年活動センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の入間市青少年活動センター条例の規定によりなされた行為とみなす。

別表(第4条関係)

区分	施設名	
貸出施設	本館	和室(1、2、3、4、5、6、7、8、9、10)
		講堂
		食堂兼多目的ホール
		調理実習室
		学習室
		工芸室
		音楽室
	体育館	競技場
	野外活動施設	運動場
		キャンプ場
炊事場		
開放施設	本館	絵本の部屋
		談話ロビー

○入間市青少年活動センター条例施行規則

平成28年9月30日

規則第44号

(趣旨)

改正 令和2年2月14日規則第3号

第1条 この規則は、入間市青少年活動センター条例(平成15年条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 入間市青少年活動センター(以下「センター」という。)を日帰りで使用できる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、変更することができる。

(施設の使用手続)

第3条 条例第9条第1項の規定により、センターの施設を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、入間市青少年活動センター施設使用許可・変更許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による使用の許可申請の受付は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日帰りで使用する場合は、使用しようとする日の属する月の前月の1日から受け付けるものとする。

(2) 宿泊して使用する場合は、使用しようとする日の属する月の3か月前の1日から受け付けるものとする。

(3) 前二号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 宿泊して使用する申請者は、第1項の申請書に活動計画書を添付しなければならない。

4 条例第9条第1項の規定による使用及び変更の許可は、入間市青少年活動センター施設使用許可・変更許可書(様式第2号)を交付して行うものとする。

(禁止行為)

第4条 センターを使用する者又はセンターに入所する者(以下「使用者等」という。)は、センター内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 政治活動、宗教活動又は営利行為

(2) 許可を受けないで物品の販売等をする行為

(3) 前二号に掲げるもののほか、市長が管理上支障があると認める行為

(入所の拒否等)

第5条 市長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入所を拒み、又は退去を命じることができる。

(1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがある者

- (2) 風紀を乱し、又は乱すおそれがある者
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、センターの管理上支障がある者
- (遵守事項)

第6条 使用者等は、市長の定める注意事項を守り、センターの職員の指示に従わなければならない。

(所掌事務)

第7条 センターの所掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 条例第5条に規定する事業の企画運営に関する事。
- (2) センターの使用に関する事。
- (3) センターの維持管理に関する事。
- (4) 前三号に掲げるもののほか、センターの庶務に関する事。

(所長専決事項)

第8条 所長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) センターの使用許可に関する事。
- (2) 所属職員の1泊以内の出張に関する事。
- (3) 所属職員の引き続き3日以内の年次有給休暇の付与に関する事。
- (4) 所属職員の特別休暇のうち生理に係る休暇及び引き続き3日以内の夏季休暇の承認に関する事。
- (5) 所属職員の時間外及び休日の勤務の裁定に関する事。
- (6) 所属職員の時間外勤務代休時間の指定に関する事。
- (7) センターに係る軽易な文書の收受、発送及び整理保存に関する事。

2 前項の規定による専決事項であっても、異例に属し、又は先例となると認めるときは、上司の決裁を受けなければならない。

(令2規則3・一部改正)

(運営協力会)

第9条 センターの円滑な運営を図るため、運営協力会を置くものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に組織機構の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則(平成28年教委規則第4号)第9条の規定による廃止前の入間市青少年活動センター条例施行規則(平成15

年教委規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の規定によりなされた行為とみなす。

附 則(令和2年規則第3号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

※ 様式第1号、様式第2号については紙面の都合上割愛します。

入間市青少年活動センター年度別利用状況

◇利用者集計表

(単位:人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
幼児	903	529	866	809	915	1,308	1,423	1,241	1,317	1,102	357	570	560	11,900
小学生	9,023	8,806	9,257	8,961	9,900	9,919	10,900	12,059	10,824	8,888	2,939	5,116	6,411	113,003
中学生	3,452	2,914	2,947	3,485	2,394	2,910	3,895	3,072	3,439	3,209	975	1,904	1,883	36,479
高校生	450	701	835	872	853	1,055	993	1,304	1,245	1,671	572	893	1,307	12,751
指導者	3,846	3,399	4,027	3,550	3,715	4,294	4,476	4,419	4,728	4,595	1,008	1,781	2,592	46,430
その他	6,227	5,649	6,329	7,191	6,409	6,626	7,413	7,630	6,269	6,025	1,774	2,597	3,748	73,887
計	23,901	21,998	24,261	24,868	24,186	26,112	29,100	29,725	27,822	25,490	7,625	12,861	16,501	294,450

※その他は、青少年の保護者、青少年事業に協力した団体等の成人等

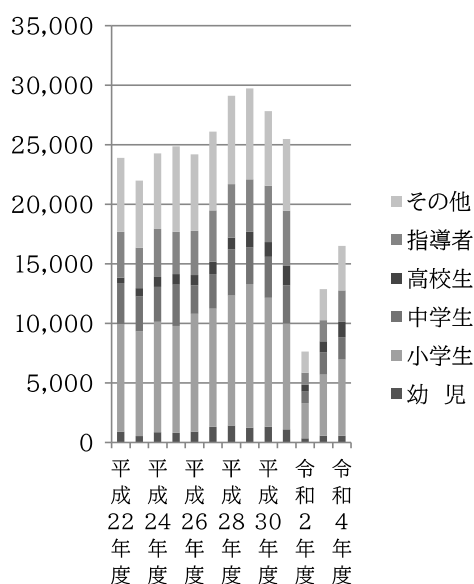
◇利用件数集計表

(単位:件)

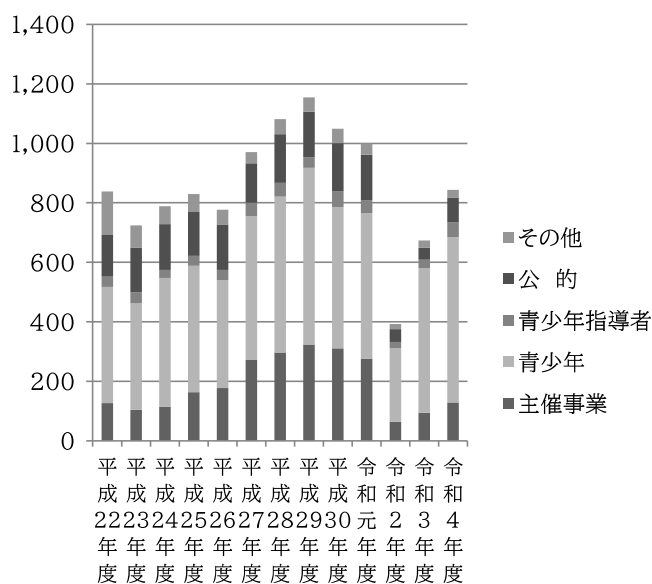
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
主催事業	127	104	115	164	177	273	297	324	311	276	65	95	129	2,457
青少年	391	359	433	425	363	482	524	594	474	489	247	486	555	5,822
青少年指導者	34	36	27	33	34	46	46	35	53	44	20	28	51	487
公的	142	151	153	147	153	132	164	153	163	153	43	40	82	1,676
その他	144	74	61	60	50	38	50	49	48	37	18	25	27	681
計	838	724	789	829	777	971	1,081	1,155	1,049	999	393	674	844	11,123

※その他は、福祉施設の施設利用及び青少年事業に協力した大人の団体等

◆利用人数



◆利用件数



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により下記期間を休館とした
4月7日～6月30日、12月29日～3月21日

令和4年度 入間市青少年活動センター事業実施結果

1. 主な主催事業

事業名	分野	対象	内容	開催回数	参加者		
					上段:実数	上段:実数	上段:実数
					下段:のべ数	下段:のべ数	下段:のべ数
運営協力会協働事業	全般	運営協力会会員 他	運営協力会との協働により施設整備や「むさぎびの森のクリスマス」「春まつり」「親子でボランティア」を開催しました。	8	69	-	-
子どもの居場所事業 「むさぎび自習室」	居場所づくり 生活体験	主に小中学生	子ども達の居場所となるよう、施設の一部を開放し、自由に遊び、体験し、学べる場を提供しました。	通年	212	-	-
むさぎび自習室スペシャル		主に小学生	子どもの居場所事業「むさぎび自習室」の特別版として、センターの自然や季節の行事に関連した体験型プログラム(草木染め・門松づくり・焚き火体験)を提供して、自然に親しみ、ものづくりをする楽しさを感じてもらいました。	10	101	3 20	62
はなみずき憩いの家こどもひろば (企画運営:こども広場)		西武小学校区 の小学生	地区の小中学生に老人憩いの家を開放して、昔あそびやクリスマスカード(飾り)づくりを行うなど、自由な遊びの場の提供と異年齢での交流を図りました。	7	190	12 107	5 5
AIKURU FREE BASE (企画運営:NPO法人子育て 家庭支援センターAIKURU)		小中高大 学生	みんなで勉強し、集い、遊び、工作し。おしゃべりする場を提供し、地域の人たちと交流を図りました。	32	78 524	5 121	35 46
世代間交流広場 (企画運営:ふじさわキッチン)		藤沢地区 の方	子ども会がない藤沢地区で地域全体で子供たちを育てる活動を推進しました。	5	95 147	18 37	35 53
畑作業を通じた循環社会 と食育体験 (企画運営:ふじさわファーム 未来畑)		藤沢地区 の方	農作業を通じた居場所づくりを行う地域ぐるみの取り組み。農作物尾作業から収穫、消費にいたるまで、年間を通じた事業として実施し、食育も含めたこどもの居場所として運営しました。	9	35 151	15 118	9 24
黒須にじいろ広場 (企画運営:黒須にじいろ広 場)		主に黒須 地区の方	こども食堂や遊び場の提供、地域の多世代交流及び居場所づくりとして、フードパントリー、じゃがいも堀り、シャボン玉遊び、工作等を行いました。	5	434	8 25	149
いるばーく (企画運営:いるまプレイパー ク作り隊)		小学生	子ども達が自分で考え、選択・行動し、のびのびと遊ぶことのできる『冒険遊び場』を市内各所で開催しました。	14	887	13 129	539
むさぎびひろば	社会体験	主に小学生	グラウンド及び野外施設を活用し、子ども達に外遊びの機会を提供しました。	6	51	2	7
むさぎびの森のクリスマス		小学生	キャンプ場で森の植物を使ってクリスマスの飾りづくりや演奏会、キャンプファイヤーなどを行い、表現する喜びに加え仲間と過ごすことの楽しさを体験しました。	1	26	15	16
春のまるごと体験まつり		青少年、一般	青少年活動センターの野外施設で多くの方に自然体験を楽しみ、認知度アップを図るため、プレーパーク運営、ネイチャークラフト、野外調理体験などさまざまな事業を実施しました。	1	173	40	-
プレ世代事業 「おやこ森あそび」	自然体験 野外活動	乳幼児と 保護者	乳幼児の段階から自然に親しむとともに、将来的な施設利用の促進につなげるため、プレ世代向けの自然遊び事業を実施しました。	10	146	30	-
里山ジュニアレンジャー (企画運営:ELFIN体験共育 くらぶ)		小学3年生 ~ 中学3年 生	森を題材に森とかかわり、遊ぶ中から自然と親しみ、環境について学び、感じ・考え・行動する力を育む活動として、枝や倒木を利用しての寝床作り、アウトドア料理、ムササビ観察等を実施しました。	4	29	4 16	12 16
和太鼓で仲間づくり (企画運営:一般社団法人 moonlightproject/太鼓 集団響)	芸術文化	小学生~ 高校生	集団での楽器演奏を通して、仲間意識やコミュニケーション能力を高め、自己を表現する喜びを感じていただきました。	2	29	8	15
七宝焼たいけん		小学生、 保護者	市内で活動する七宝焼サークルと連携し、七宝焼体験教室を定期的に開催しました。	4	35	3	-

親子でボランティア	指導者育成	小学生～高校生	青少年活動センターに親しみを持ち、施設運営や青少年教育に携わっていただけるよう、ボランティアを募集し、山林管理体験や焼き芋づくりなどを行いました。	1	4	12	-
おとなのボランティア体験		一般成人	一般の方が青少年活動センターの運営に参加し、青少年教育に携わっていただけるよう、施設整備や野外活動に関わっていただくボランティアを募集し、活動体験を行いました。	1	5	10	2
ファミリーバーベキュー	活動支援	青少年を含む家族		4～10月	176	-	-

2.団体協力・共催事業・後援などによる事業

彩の国郷土かるた大会 (企画運営:入間市子ども会 育成会連絡協議会)	社会体験 (共催)	市子連加 盟の子ど も会会員	郷土かるたを通じて、仲間と協力し合い互いを思いやる心や、郷土愛をはぐくむ	1	58	72	-
--	--------------	----------------------	--------------------------------------	---	----	----	---

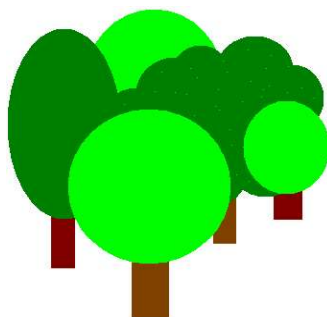
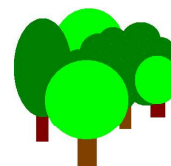
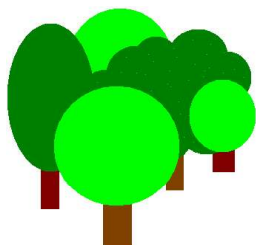
★「その他」：参加者ではない人(保護者や未就学児等の見学者、随行者等の人数)

※新型コロナウイルス感染拡大の影響によりセンター施設の利用制限(人数・時間)、施設敷地内での飲食制限が設けられた為、計画していた事業が一部中止となった。



青少年活動センターマスコット

むささびの「茶夢(ちゃむ)」



令和5年度 青少年活動センター要覧

発行月 令和5年8月

発行 入間市こども支援部青少年課(青少年活動センター)

〒358-0026 入間市小谷田1681-1

電話 04-2962-1005

F A X 04-2962-1073